

## 「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」の策定について（概要）

### 1 策定理由

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条第 1 項において、行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画を定めなければならないとされており、また、総務省政策評価基本計画（平成 19 年 11 月 26 日総務省訓令第 60 号。以下「基本計画」という。）第 6 章第 2 節 4 において、平成 21 年度の政策評価を実施するに当たり、「実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について定めるものとし、当該評価を実施する年度当初に策定し、公表する。」と定めていることから、今回、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」を策定することとするものである。

### 2 評価対象

実施計画においては、平成 20 年度内に総務省において取り組まれた基本計画第 6 章第 2 節 2（1）に定める総務省の主要な政策（以下、「主要な政策」という。）及び同第 6 章第 2 節 2（2）に定める事業（以下、「事務事業」という。）を対象として、平成 21 年度内に評価を実施することとしている。

このうち、主要な政策については、基本計画第 6 章第 2 節 3（1）に基づき、当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報（以下、「基本目標等」）において設定した評価実施年度を迎えたものを対象とし、4 政策について実績評価方式により、8 政策について総合評価方式により評価を実施する。

また、事務事業については、評価対象となった 8 事業について事業評価方式により評価を実施する。

「実績評価方式」・・・評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式

「事業評価方式」・・・事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式

「総合評価方式」・・・政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式

### 3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

平成21年度総務省政策評価実施計画の概要

(1) 計画期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日

(2) 事後評価の対象政策及び評価の方法等

実績評価方式による評価

- ・ 主要な政策のうち評価実施年度を迎えた以下の4政策について実施
  - 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
  - ユビキタスネットワークの整備
  - ICT分野における国際戦略の推進
  - 消防防災体制の充実強化
- ・ なお、「成果重視事業」については、以下の6事業について、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施
  - 職員等利用者認証業務・システム最適化事業
  - 文書管理業務・システム最適化事業
  - 共同利用システム基盤の業務・システム最適化事業 【新規】
  - 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化に向けたシステム開発等 【新規】
  - 恩給業務・システム最適化事業
  - 統計調査等業務の最適化事業
- ・ 大臣官房政策評価広報課による審査、総務省の政策評価に関する有識者会議による意見聴取、総務省政策評価省内委員会での案の決定等の後、6月末を目途に公表

事後事業評価方式による評価

- ・ 評価対象の要件に該当した8事業について実施
  - 政府認証基盤最適化事業
  - 国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験
  - 電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習
  - ユビキタスネットワーク技術の研究開発
  - 電子タグの高度利活用に関する研究開発
  - ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発
  - アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発
  - 偏波多重衛星通信技術の研究開発
- ・ 大臣官房政策評価広報課による審査、専門家の意見聴取等の後、6月末を目途に公表

## 総合評価方式による評価

- 主要な政策のうち評価実施年度を迎えた以下の8政策について実施
  - 適正な行政管理の実施
  - 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
  - 地方財源の確保と地方財政の健全化
  - 分権型社会を担う地方税制度の構築
  - 郵政行政の推進
  - 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
  - 恩給行政の推進
  - 公的統計の体系的な整備・提供
- 大臣官房政策評価広報課による審査、総務省の政策評価に関する有識者会議による意見聴取、総務省政策評価省内委員会での案の決定等の後、6月末を目途に公表

(参考条文等)

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年6月29日法律第86号)

(事後評価の実施計画)

**第七条** 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

## 総務省政策評価基本計画(総務省訓令第60号、平成19年11月26日)

### 第6章

第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

#### 4 実施計画

実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について定めるものとし、当該評価を実施する年度当初に策定し、公表する。

## 成果重視事業について

総務省行政評価局『成果重視事業に係る政策評価の実施状況と課題』平成19年11月より抜粋

**成果重視事業は**、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)(資料参照)に掲げられた、**成果目標(Plan) - 予算の効率的執行(Do) - 厳格な評価(Check) - 予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、「モデル事業」(注1)を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである**。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(資料参照)においては、その取組について、引き続き進めることとされたところである。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとして、

事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム(国民生活にとっての成果)に着目した目標を設定する

各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされている。

- (注1) モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において、
- ) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
  - ) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
  - ) 目標期間は1～3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
- の三つの要件に合致した政策目標を設定する

政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する

複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにすることとされている。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている。